

入札監理小委員会
第364回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第364回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年6月2日（火）17:30～19:47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 事業評価（案）の審議

- 「地図と測量の科学館」の管理運営業務（国土交通省）
- 国土技術政策総合研究所等の管理・運営業務（国土交通省）
- 画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱（内閣官房）
- 商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業（特許庁）
- 商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業（特許庁）
- 商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業（特許庁）
- 海外映画祭出品等支援事業（文化庁）

2. その他

〈出席者〉

（委員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（国土交通省国土地理院）

総務部広報広聴室 豊田室長、村上室長補佐

総務部 加藤建設専門官、増子建設専門官

（国土交通省）

国土技術政策総合研究所 石川建設技術政策分析官、金田総務管理官

国土技術政策総合研究所施設課 高井課長補佐

国土技術政策総合研究所企画課 渡邊建設専門官

国立研究開発法人土木研究所業務課 中山課長

国立研究開発法人建築研究所情報・技術課 山崎課長

(内閣官房内閣衛星情報センター)

分析部管理課 室伏課長

分析部総括・運用班 萩野班長

分析部教育訓練班 菊原班長

管理部会計課契約出納班 五十嵐班長

(特許庁)

審査業務部商標課 青木課長

審査業務部商標課審査支援管理班 佐藤班長、小林班員

(文化庁)

文化部芸術文化課支援推進室 石垣室長

文化部芸術文化課メディア芸術振興係 中臺主任

(事務局)

金子参事官

○稲生主査 ただいまから第364回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

- ①「『地図と測量の科学館』の管理運営業務」
- ②「国土技術政策総合研究所等の管理運営業務」
- ③「画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱」
- ④「商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業」
- ⑤「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業」
- ⑥「商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業」
- ⑦「海外映画祭出品等支援業務」

の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、「『地図と測量の科学館』の管理運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、国土交通省国土地理院総務部広報広聴室豊田室長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくお願いたします。

○豊田室長 豊田です。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料1で業務概要からお話しさせていただきます。

「委託業務内容」ですが、国土地理院「地図と測量の科学館」における見学者への説明業務、受付業務、展示物等の施設の監視業務を委託業務の内容としております。

「業務委託期間」は、平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間であります。

「受託事業者」は、新生ビルテクノ株式会社。

「契約金額」は3年間で1,998万円（税抜）であります。

その次に（5）としてあります「実施にあたり確保されるべきサービスの質」につきましては、次のページで御説明させていただきます。

次の2ポツのところですが「受託事業者決定の経緯」でありますけれども、入札参加者2者から提出された企画提案書につきまして、担当課におきまして審査した結果、いずれも評価基準を満たすと判断しまして、支出負担行為担当官（国土地理院長）に通知をしまして、了解され、2者の入札を行いまして、現在の業者が落札をして業務を遂行しているところであります。

3番の「確保すべきサービスの質の達成状況」であります。

「来館者の安全・秩序維持の確保」というところでありまして、明らかな業務の不備や過失に起因する展示物の毀損や遺失の発生件数というのは、昨年度も一昨年度もありません。

2)のところの「明らかな業務の不備や過失に起因する来館者の怪我（病院での治療を要するもの）」についても、発生件数は、一昨年度も昨年度もありませんでした。

（2）の「来館者の満足度」でありますけれども、アンケート調査による結果で、平成

25年度、平成26年度とも、やや満足と満足を合わせた形では、80%を超えております。不満足というところでは、不満とやや不満を含めた回答では1%であります。

アンケートの回収数は、一昨年度が2,000枚をやや超えたところ、昨年度は3,700枚を超えた枚数でありました。

次に、「2) クレームの対応」につきましても、一昨年度も昨年度も0件であります。

「各業務において確保すべき水準」というところではありますが、次のページのところでもありますけれども、以下のとおり、いずれも确实あるいは適切に実施されていると認められます。

「見学者への説明業務」ですけれども、見学者への館内の説明を希望する団体、見学者に対して、説明時間等を調整しながら、相手方によっては1時間コースであったり、1時間半であったりということもあって、調整しながらわかりやすく説明をしたり、展示物に関する質問等にも適切に対応しております。

団体見学者からビデオ上映等の希望があった場合は、これも同じく全体の見学時間の間の時間を調整してオリエンテーションルームというところでビデオ上映をしているところでもあります。

閉館、開館等の時間もきちんと守っているわけですが、館内放送を通じて、見学者への周知を徹底しているところでもあります。

これらの状況を踏まえて、確保されるべき質は達成されていると評価しております、

2番目の「受付業務」においても、来られた方へのアンケートもお願いするということもありまして、パンフレットと一緒に配ったり、実施しているところでありまして、パンフレットがなくなる前に担当の私どものほうに在庫の補充を頼んだりということで連絡が来たりしております。

メールや電話での団体見学の受付等もこれは頻繁にありまして、適切に行っている状況であります。

これらの状況を踏まえて、受付業務等も確保されるべき質は達成されていると評価しております。

「3) 展示物等施設の監視」。

展示物がいっぱい置いてあるわけなので、その動作点検とか、展示物に異常がないかということを開館時、閉館時、それと時間を見ながら点検をしてもらっております。

これらの異常の点検も適切に行われていると見ております。

そのほかに、つくば全体でスタンプラリーだとか、茨城県のスタンプラリーだとか、そういったものも置いてありまして、アンケート用紙あるいは消耗品等の補充も適切に行っております、これらの確保されるべき質は達成していると評価しております。

次に「実施経費の状況及び評価」であります、平成25年度から27年度の契約額は先ほど言いました1,998万円でありまして、従来の単年度の24年度分ですが、725万円でありましたのが、25年度から27年度の1,998万円、3で割りますと1年分は666万円ということ

になりまして、経費の削減効果というところでいきますと、実質59万円削減できておりまして、年間約8%ということになります。

つまり、平成24年度から比べると、経費が8%削減できたということでありまして。

5番目ですけれども「受託事業者の創意工夫」というところでありまして。

「業務の質の確保に関する提案」ということで、いろいろ提案をしていただいて、人数が多いと思われる、来館者が多いと思われる予約の多いようなときは3名体制ということも勘案しながらやっていってもらっておりまして、安全性を配慮するようなことが確保されております。

「仕様書・その他質の確保に対する具体的な提案事項」ですけれども、展示物の英語表記の提案ですとか、休館等のお知らせに関する掲示板を出すとか、パンフレットの配置だとか、来場者に対するサービスをなるべくしようということがよくわかるような形で我々もそれを何となく感じておりますし、常設展示室、少し空調がきかないというか、今の時期なのかはちょっと温度が7月にならないとクーラーを入れないというような実情もあつたりしたりするのですが、その辺のところを見学者が不快にならないようなことを無理に別のところの窓をあけたりして適温を図るようなことを努めていたりしております。

「6 評価のまとめ」ですけれども、経費については先ほど言いました年間59万円のコスト減ということがありまして、効率的な業務が実施されたということではないかと思っております。

そのほか、アンケートの結果等でも80%以上が満足ということでありまして、要求水準である60%は大きく上回っていると思っております。適切なサービスの質が確保されていると思っております。

以上のように本委託事業につきまして、業務実施内容及び実施経費等につきまして、十分な実績結果が得られていると思っております。かつサービスの質の向上等も図られており、本委託業務の成果が得られたと思っております。

「今後の事業」につきまして、民間競争入札事業として、事業項目は1期でありますけれども、良好な結果であると認められております。

①～⑥ということの部分につきまして、こういったことについて、次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、新プロセスへ移行した上で事業を実施したいと考えております。

「8 包括化の検討状況」であります。「国土地理院施設管理業務」と「『地図と測量の科学館』の管理運営業務」等を包括化して、それぞれの事業評価を踏まえた上で、平成30年度から包括化することを検討しています。

以上であります。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

説明は簡単をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、事務局から「『地図と測量の科学館』の管理運営業務」の評価（案）について御説明申し上げます。

資料Aをまずごらんいただければと思います。

業務内容につきましては、先ほど御説明がございましたので、省略させていただきます。

契約期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間ということでございます。

「受託事業者決定の経緯」につきましては、1枚おめくりいただきまして、入札参加者2者ございまして、いずれも入札資格を満たしており、かつ予定価格の範囲内でございます。この2者のうち、最も落札価格の低かった新生ビルテクノ株式会社が落札者となったということでございます。

次に「評価」につきましては、国土地理院から提出いただきました平成25年度と平成26年度の実施状況についての御報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から事業の評価を行うこととしております。公共サービスの質の確保につきましては、2ページ目をごらんいただければと思います。

1つ目といたしまして「来館者の安全・秩序維持の確保」につきましては、明らかな業務の不備や過失に起因する展示物の損傷・遺失の発生回数は、平成25年度、平成26年度ともに0回でございました。

また、明らかな業務の不備に起因する来館者の怪我の発生回数につきましても、同様に0回でございましたので、いずれも確保されるべき質は確保されていると評価できます。

2つ目といたしまして「来館者の満足度」につきましては、来館者を対象といたしましたアンケート結果により、満足度、不満足度、アンケート回収数の全ての項目につきまして要求水準を大幅にクリアしているというところでございます。

また、明らかな業務の不備に起因するクレームの発生件数につきましても、平成25年度、26年度ともに0件でございました。

以上の結果により、来館者の満足度につきましても、確保されるべき質は達成されているものと評価しております。

さらに、民間事業者からの改善提案によりまして、サービスの質の向上が図られたというを確認しております。

各業務において確保すべき水準につきましても、各業務を確実に実施されていることを確認しておりますので、確保すべき水準は全て達成されております。

次に「実施経費」につきましては、従来の実施に要した経費と比較いたしまして、年間59万円、約8%の経費が削減されております。

最後「評価のまとめ」につきましては、4ページ目でございますけれども、確保すべきサービスの質は全て達成されていること。また、実施経費につきましても、経費が削減されていること、さらに受託事業者による創意工夫が発揮されているということを確認しております。

今後の事業につきましては、先ほど御説明がございましたけれども、法令違反等がなかった点、外部有識者による事業実施状況のチェックを受ける体制構築が予定されている点、入札においても2者の応札があつて、競争性が確保されている点、確保されるべき質について、全ての目標を達成していた点。経費の削減率についても、従来経費から約8%削減されている点を確認しております。

また、事業の実施要項につきましては、従来の内容を継承する見込みであり、大幅な見直しを予定しないことを確認しております。

最後に、本事業につきましては、先ほどお話いただいておりますが、平成30年度より国土地理院の施設管理業務との事業の包括化を検討しておりますことから、国土地理院の現段階での検討状況を踏まえまして、本事業につきましては、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました、事業の実施状況及び評価（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○古笛専門委員 この施設なのですからけれども、来館者の人はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○豊田室長 年間約5万人ぐらいです。

○古笛専門委員 25年、26年と増加したのでしょうか。そんなには。

○豊田室長 昨年度は5万4,000ぐらいです。一昨年、25年度は4万9,000ぐらいです。

○古笛専門委員 アンケートの回収の数も増えているので、来館者も増えたのかなと単純に思ったのですけれども、増えている傾向でしょうか。

○豊田室長 アンケートの回収は、受付業務をされている方たちの工夫で確実に増えたと思っております。

アンケートの数を何とか増やしてよということも言っておったところ、かなり50%以上増えているという感じなので、その辺は大変いい結果かと思っております。

ありがとうございます。

○稲生主査 そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

質の面では特に問題が伺われないということですし、また、価格についても2者ということで競争が働いたせいでしょうか、若干減少しているということで、本来であれば終了してもいいぐらいではありますけれども、いずれにしても包括が控えていますので、そういう意味では、施設管理と合わせて新プロセスという形で、次もまたおつき合いいただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので「『地図と測量の科学館』の管理運営業務」の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室・国土交通省入室）

○稲生主査 続きまして、「国土技術政策総合研究所等の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、国土交通省国土技術政策総合研究所施設課高井課長補佐より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくをお願いいたします。

○高井課長補佐 国土技術政策総合研究所企画部施設課の高井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿いまして、平成24年度から平成26年度の実施状況について説明させていただきます。

まず、1の「事業の概要」について説明いたします。

本事業は、国土技術政策総合研究所、以下、国総研と呼びます。と国立研究開発法人、旧独立行政法人の土木研究所及び建築研究所の本館並びに各実験施設の建物及び付帯設備の保守点検と監視運転にかかわる保全業務、警備業務、それから本館庁舎等の清掃業務を行うものでございます。

期間は平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間で、受託事業者は（株）ダイケングループ（共同事業体）。

契約額は税抜きで12億4,000万円でございます。

それと、あと受託者決定の経緯でございますが、入札参加者は2者ありましたが、1者については提出された企画書に不備があり、有識者による評価アドバイザーの意見聴取を行い、入札契約手続き運営委員会において審査した結果、最終的に欠格があったため、1者による応札になりました。

また、入札は予定価格の範囲内であり、適切な価格で落札されました。

欠格になった理由ですが、保全業務において規定した有資格者について、参加者のミスで資格を有しない者を選定し、提案書を作成したため生じたものです。

参加者からは、有資格者は社内にいるので、その者と差しかえさせてほしいというお申し出がございましたが、書類の提出期限が過ぎており、ルール上、差しかえができないため欠格となりました。

次に、2の「確保されるべき質の達成状況及び評価」について説明いたします。

管理業務で確保されるべき質として「1) 確実性の確保」と「2) 安全性の確保」「3) 環境への配慮」について、発注仕様書で規定しております。

「達成状況」は(2)に示したとおり「確実性の確保」と「安全性の確保」については、管理業務の不備にかかわる不具合は一度も発生しておりません。

また「環境への配慮」については、平成13年度のCO₂総排出量を基準として、8.5%以上の削減目標を設定したところ、結果はこれを大幅に上回り、30.6%の削減を達成しました。

それと(3)がその「評価」です。

最初の6行は、ただいま説明させていただいた内容と同じです。

1) から3) は各業務の個別評価ですが、いずれも業務計画に従い、適切に履行され、対応も的確に行われ、その履行報告も適切になされており、実施状況は良好であったと評価しております。

3の「実施経費の状況及び評価」について説明いたします。

平成24年度から平成26年度の実施経費は、年間で3億1,000万円です。

表は市場化テスト前の実施の平成23年度との比較でございます。

表の各業務の小計もしくは表の下の各業務別の比較表を見ていただくとわかりますが、施設保全業務では、市場化テストにより、若干ではありますが、経費が下がっているものの、警備業務、清掃業務では、市場化テスト前に比べて、経費はかなりの率で増加しております。

このため、業務全体の経費も平成23年度と比べて10.8%、金額にして年間で3,000万円ほど増加しております。この経費の増加の要因ですが、5ページの文の中の上から3行目の後半の「ただし」以降にありますように、比較している平成23年度の警備業務と清掃業務がいずれも低価格入札の調査対象となっております。そのため、経費削減効果をこの年度の業務と比較して評価することは適切ではないと考えております。

(4)として「電気料金等の比較」を行ってございます。

環境への配慮として、CO₂削減の目標を設定しましたが、その結果、電気料金等のエネルギーコストが大幅に削減されております。表の最下段がその合計ですが、平成23年度の電気料金等を比較して、22.3%、金額にして年間で約8,500万円近くを削減できました。これを先ほどの実施経費と合わせてみると、トータルで年間5,000万以上の経費を節約したことになります。

先ほど、単純な業務の実施経費の比較は適切でないと申し上げましたが、電気料金等の削減効果を考慮すると、低入札の業務を含む平成23年度との比較でも、トータルとしてこれだけの経費の削減効果があり、良好な結果であったと評価しております。

次に、4の「受託事業者の創意工夫」について説明いたします。

(1)は「管理業務の包括的な質の確保に関する提案」です。

設備等の状態を把握し、予防保全に努める提案です。

設備の劣化状況を把握し、事前に交換部品等の準備をしたり、重要施設については故障

前に交換し、運転を中断することなく管理するというもので、迅速な補修や安全性の確保に寄与しています。

次に（２）は「管理業務のコスト削減に関する提案」でございます。

私ども３機関の研究所は、大きな電力を必要とする大型実験施設を有しており、これらの実験施設の稼働によっては、最大電力を超えてしまう場合があるため、これを超えないための工夫が必要となります。

そのために、事前の電力使用調査で最大契約電力を超えることがわかったときは、施設の稼働時期が重ならないようにする電力調整を行ったり、電力設備のデマンド監視を行い、最大契約電力に近づいたときは、空調設備を一時的に停止させるなど、運転調整を行って、これを行うように適切に管理を行っています。

また、冷暖房の冷温水設備はガスを使用しており、この設備の運転に関しても、室温と外気温等の情報を詳細に把握し、設備の運転台数や運転時間をきめ細かく調整し、国土交通省の温室効果ガスの削減目標を達成することで、効果的な省エネルギーの実現に寄与しました。

次に、５番の「評価のまとめ」について説明いたします。

経費については、従前の平成23年度と比較し、経費削減効果はあらわれなかったものの、委託事業者による施設の効果的な運転により、電力等の使用量を低減できたことから、維持費の低減が図られたと評価でき、トータルとして良好であったと評価しております。

また、複数の業務を包括したことにより、委託事業者による業務間の連携・調整が円滑に行われたことで、効果的な業務実施が図られ目標とした質の確保が得られるとともに、契約事務及び支払事務が軽減され調達事務の効率化が図られたと評価できます。

なお、今回の良好な実施結果を市場化テストの効果によるものか、委託事業者の質によるものかについては、評価が難しく、次期事業においても同様の質が確保されるかを注視していく必要があると考えております。

また、将来にわたり、高い質を確保していくためには、入札参加に当たり、よい仕事をした者あるいはよい仕事ができる者を適切に評価し、競争を促す仕組みが不可欠と考えています。

また、１期目の入札参加者ですが、１者応札という整理にはなっておりますが、参加表明は２者あり、２者のうち欠格となったものは資格要件を満たす者がいたものの、確認ミスにより無資格者及び資格免状の有効期限が切れた者を選任したもので、入札契約手続において、実質的な競争が全くなかったわけではありません。

次期事業においては、競争参加者数が増え、応札段階でも競争入札になるかを注視していく必要があります。

また、次期事業においては、国立研究開発法人機関の研究予算の都合から、業務委託期間を４年から５年に延長することとし「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、新プロセスへ移行した上で事業を実施することを提案いたします。

また、以下、①から⑥の評価を記載しておりますが、①及び③～⑤は、これまで同じ実施状況は良好であったと考える評価の繰り返しになるため、省略させていただきます。

②についてですが、国総研では、弁護士、大学教授、公認会計士等の有識者で構成された「入札等監視委員会」及び「旭・立原地区庁舎等アドバイザー」が置かれており、事業継続のために必要な入札や実施状況について、チェックを受ける仕組みを備えております。

次に⑥ですが、次期事業の実施要項については、従来の実施要項の内容を継承する見込みであります。

また、1期目と同様の実施要項で実施することで、1期目の実績から質の確保ができるのではないかと考えております。

以上で説明について終わらせていただきます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、私のほうから内閣府の評価（案）について説明させていただきます。

資料Bの評価（案）をごらんいただきたいと思います。

Iで「事業概要等」と書いてありますが、こちらに書かれている事業の内容、契約期間それから受託事業者等については、先ほど国土技術政策総合研究所から御説明があった内容と同じでございます。

次のページへいきまして、2番で「受託事業者決定の経緯」と書いてありますが、こちらも先ほどの御説明のあったとおり、2者から企画書の提出があったということですが、うち1者については、先方の確認ミス等があり失格となり、最終的には1者応札となったと聞いております。

II番で「評価」という欄にいきまして、こちらについては、国土技術政策総合研究所から提出をいただいた実施状況の報告に基づいて記載をしております。

確保すべき質については、先ほど御説明がありましたとおり「确实性の確保」それから「安全性の確保」「環境への配慮」といった部分、それぞれについて、達成していると評価をしております。

それから、民間事業者からの改善提案による実施事項につきましても、こちらについては、受託事業者さんからの提案に基づいて、契約電力を変更したり、あるいは実験棟内にある実験室の空調設備のエネルギーをガスから電気へ変更するなど、あるいは適切な運転調整を行うなど、エネルギーコストの削減に大きな貢献が認められたと評価をしております。

3番の実施経費についてですが、こちらについては、契約金額が12億4,000万円、単年度に換算すると3億1,000万ということで、従前の市場化テスト実施前の平成23年度の経費、2億7,900万と比べると、3,000万円の増加となっております。

平成23年度の経費には、低価格入札の調査対象であった警備業務、それから清掃業務が

含まれていますので、単純比較としては適切ではないといった部分が含まれているといった部分は承知しております。

続きまして、4番の「評価のまとめ」ということなのですが、確保されるべき公共サービスの質については、達成がされていると。それから民間事業者からの提案についても、十分に評価できると考えております。経費については、今、申し上げたとおり、3,000万相当、単年度ベースで増額しているのですが、ただ、平成23年度は低価格入札の部分があったということで、コスト削減効果を検討するに当たっては、単純比較は適当ではないと考えております。

なお、今回の応札においては、2者から企画書の提出があったが、うち1者が確認ミスにより入札参加を満たさず、1者応札となったという状況でございます。

しかし、平成23年度は、業務ごとに入札を行い、それぞれ3者から8者の応札者があったことからすると、今後の入札に向け、国土技術政策総合研究所において競争性を確保するための対応を検討する必要があると考えております。

5番の「今後の方針」ですが、本事業は、確保されるべき公共サービスの質は全て達成しており、民間事業者からの提案により、大幅に電気料金等が削減されるなど、実施状況は良好である。経費については、単年度当たり3,000万の増加になったが、市場化テスト実施前の平成23年度に低価格調査に該当する経費が含まれていることから、コスト削減効果の検討といった部分では、単純比較は妥当ではないと考えています。

また、2者から企画書の提出があったものの、結果として1者応札となっていることから、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えております。

なお、次期の事業の実施に際しては、1点目は競争性を確保するための対策を検討するという事。それと先ほど国土技術政策総合研究所の御説明の中にもありましたが、事業者から提供を受けるサービスの質の維持向上につながる方策について検討するといったことも必要かと考えております。

私からの説明は以上になります。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

お願いします。

○小松専門委員 業者の提案でガスから電気に変えたからすごく下がったという記述があるのですけれども、これはこうした実験室のヒートポンプを変えたということですか。

○高井課長補佐 一応、今まで、そこに使っている熱電源が一応うちの構内にある建物、研究本館とか大きな実験施設で使っている冷暖房用のボイラーを使っておりまして、そういう意味で夏、冬と、あと春、秋とか、使っていない間でもそのために24時間365日運転をしておりましたので、それを電気に変えることによって、ボイラーについては、夏と冬だ

けの冷暖房だけ、秋と春が使わなくなったということで、そういう意味では施設の半分ぐらいが、年の半分ぐらいが使わなかったということで、ガスの使用量がぐっと減っております。

○小松専門委員 ボイラーですか。

○高井課長補佐 はい。

○小松専門委員 「電気ボイラー」？ですか。

○高井課長補佐 いえガスです。

○小松専門委員 いやいや、ガスから電気という。

○高井課長補佐 普通の電気のパッケージというか、空調のほうに。

○小松専門委員 空調機ですよ。ということは、ヒートポンプですよ。

○高井課長補佐 はい。

○小松専門委員 基本的に熱源を変えたとおっしゃっているけれども、機器の交換ですよ。これは基本的には。

要するに、今までガスで動いていたものに電気につながって動くわけがないので、機器そのものを入れかえたということですよ。

そうだとすると、もとの古いガスのものが非常に恐らく10年以上たっているのではないかと思うのですけれども、効率の問題があるのですよね。単純にガスから電気に変えたからいいということ以上に、やはり機器の効率がものすごくよくなっているので、機器を更新したことの効果というものも、かなり評価の中に入っているような気がするのです。

当然、この機器交換の費用は国総研で持たれているわけですよ。業者負担ではないですよ。だから、それは業者の提案があったのかもしれないけれども、機器交換による効率の向上だから、余りここで業者のおかげですと褒めたたえる必要はないような気がするのです。当然、それはいつか更新していかなければいけないものだし、更新すればただだけの効果があるというのも、これは設備機器では常識なので、その評価だろうと思うのです。

だから、ちょっとここでそういうことを強調されるのはいかなものかと私はちょっと思います。

それとついでですからちょっと。資料2の4ページに表が出ていますが、基本的にその清掃と警備はもともと低価格だったから、上がるのはある程度やむを得ないという評価ですけれども、もう一点、エレベーターの保守費用がものすごく違うのです。3倍ぐらいになってしまっているというところがあります。

それと、23年は低価格だったかもしれないけれども、だからといって、24年から26年の価格が適正であったということにもならないわけですよ。あるいは高過ぎるのかなということもちょっと懸念されるのではないかと思うのですけれども、その辺の評価はどう思っておられますか。

○石川建設技術政策分析官 24年から26年度の評価については、私ども決められた方法で

積算をして、そして予定価格を弾いておりますので、基本的に適正な価格であると我々は認識しております。

逆の言い方をすると、平成23年度は低入札の結果になっておりますので、そちらが低過ぎたといいますか、結果として低入札ということはそういうことだったのだろうと、我々は判断しております。

○小松専門委員 ちょっと伺いますけれども、この24年から26年の実績、これは平均と書いてあるのは、業者から数値をもらって出しておられるのか、それともそちらで按分して書かれているのかどちらですか。

○石川建設技術政策分析官 業者から内訳書をいただいておりますので、それに基づいて全体を按分したものになっております。

○小松専門委員 では、これは業者から出てきた数字だということですよ。

○石川建設技術政策分析官 業者から提出していただいた内訳書ということになります。

○小松専門委員 適切だとおっしゃるのは、それなりの根拠があるとは思うのですが、逆にならば、つくばというところは、非常に競争が激しいとも聞いていますので、つくばの相場というのは、東京などと比べれば、かなり競争のおかげで低くなっている可能性もありますよね。その辺がちょっと疑問というか、そういうことが反映されていないというのがやはりちょっと問題かと私は個人的には思っています。

もうちょっと本質的なところを言うと、従前3者から8者ぐらいの応募があったのが、やはり減ってきているということがありますよね。

そうすると、昔の建築研究所は小さいですけども、土木研究所は非常に大きい施設ですよ。そこを1者で全部みるということになると、やはり能力のある会社というのは限られるのではないかという気がするのです。

そうすると、やはりどうしても応札してくるところは数が減ってくるというのは仕方ないわけですよ。

それと、実際に業務をやるにしても、現場で作業する人たちを確保することが結構大変だと思うのです。

そうすると、どうしても地元のやはりそういう人たちを使うということになってくると思うのですが、そうすると、昔はその人たちが比較的直接仕事をとりに来ていたのが、そういう大きなところの下に入るという形になると、間接的な経費みたいなものが増大してくるのではないかと逆に考えるのですけれども、そういう影響が、今回、出てしまったのではないかと思ったりしているのですけれども、いかがでしょうか。

○石川建設技術政策分析官 対応できる業者の話なのですが、今、先生からおっしゃられたとおり、施設の保全業務については、今回、我々の対象の施設というのは非常に数が多く、140ほどありますし、その施設そのものも非常に大きなものが多いということで、できる業者がある程度限られるという現状にあらうかと思えます。

ちなみに平成20年度から23年度の業者数を調べてみますと、大体施設の保全業務は3者

から4者という程度に入札参加者がなっております。その程度の業者が応募しているという事実がございます。

一方、清掃と警備については、比較的多くの業者、5、6者から8者程度の応募があったということですから、施設保全業務に比べると、できる業者は多いし、実際に入札の参加者も多いというような現状になってございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

そういう意味では、我々、市場化テストを見ている立場からすると、包括化できるものは包括化してというお願いというか、こういう形でお願いしている部分もありますので、難しいところではあるのですが、次回、この同じフレームで果たして行くこのつまり2つの地区あるいは清掃を全部含めて入札でやっていくのが本当にいいかどうかということも、今回の結果を踏まえると、ちょっとなかなか難しいものだなという印象を我々も実は持っていて、つまり、包括化イコール競争の促進であるとかという、なかなかこういう構図が成り立たなくなっているのではないかと。

昨今の経済情勢も踏まえてなのではございますが、そういう意味で、次、どうするかという、ここもぜひ積極的に御検討いただいて、要するに包括化ではなくて、実は一部切ったほうがより競争が促進されるのであれば、それはそれでまた1つの方法なのではないかとも考えてございますので、ぜひそこら辺については十分に内部でも御検討いただければいいのではないかと考えております。

○石川建設技術政策分析官 今、御指摘の点を踏まえて、持ち帰って検討いたしたいと思えます。

○稲生主査 このほかいかがでしょうか、先生方。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「国土技術政策総合研究所等の管理・運營業務」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 今、主査からお話があったとおり、次回の入札に向けて検討いただくということですが、次回の入札は新プロセスではなく、民間競争入札を継続するということでのよろしいでしょうか。

○稲生主査 そうですね。その件については。

ちょっと1点だけ済みません。指摘させていただきたいことがございまして、確かに総コストで見れば、つまり、改善提案の中に電気料金等の話がございまして、ただ、それは先ほど小松専門委員からもありましたように、やはりガス料金が本当に下がっているのかというのは、投資されている部分も含めて、込み込みで本当は考えなければいけないことではありますので、単純なコスト比較だけでいいかというところとちょっと気になるところでもございますし、その最初の比較事項の中に入っていないで、提案があって、結果的にコストが下がっている面で望ましいのですけれども、我々としては最初の枠組みの、要するに

実際の3つの業務に沿ったコストの比較がまず先にありきだと考えておりますので、業者の提案に基づく部分については、新プロセスかあるいは民間競争入札を残すかということについては、判断の軸が違うと考えてございますので、そういう意味で、事務局の提案したとおりの方法で、次回も申しわけないのですが、民間競争入札ということで、これまでと同様の方法でお願いをしたいと考えてございます。

○石川建設技術政策分析官 承知いたしました。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室・内閣官房入室)

○稲生主査 続きまして、「画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部管理課室伏課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくようお願いいたします。

○室伏課長 かしこまりました。

内閣衛星情報センターの室伏でございます。よろしくお願いいたします。

本件事業につきましては、従前から民間委託で実施していたものでございますけれども、従前、公募随契という形で特定の業者様にずっとやっていたいたものですから、今回、民間競争入札実施事業といたしまして、いろいろな改善を行った上で実施しているものでございます。

本日は、平成25年度、26年度分の実施状況について御報告いたします。

資料に基づきまして御説明いたしたいと思っております。

まず「事業の概略」でございますが、私ども内閣衛星情報センターにおきまして、衛星画像の判読・分析業務を実施しております画像分析官に対する教育訓練事業でございます。

こちら、内容といたしましては、実務の未経験者に対しまして初級教育と一定の実務経験のある者に対する中級教育に分かれているものでございます。

契約期間及び受託事業者につきましては、資料記載のとおりでございます。

「受託事業者決定の経緯」でございますけれども、こちら入札参加者2者から提出されました提案企画書につきまして評価を実施し、いずれも必須項目については合格をしていたところでございまして、その上で総合評価を行ったところ、3に記載しております受託事業者が落札者となったというものでございます。

確保すべきサービスの質の達成状況等でございます。

まず、各回の教育訓練実施後に、受講者からのアンケート調査とあと受講者に対しましてテストを実施いたしまして、それぞれ前者につきましてはアンケート、肯定的な回答が75%以上、テスト結果につきましては、受講者の上位8割に相当する者の得点が一定水準以上

と。初級教育の知識につきまして75%以上、判読能力につきまして65%以上、中級教育につきましては、応用判読能力というもので65%以上を満たすというのがあらかじめ設定させていただいた質の確保に係る指標項目でございます。

ページをおめくりください。

今、申し上げましたアンケートとそのテストの実施状況であります。

こちらの表の上2つがアンケートに該当するものでございまして「実施期間に対する実施内容の分量等が適当であること」ということにつきましては、こちらに書いてございませとおり、25年度、26年度ともに75%を上回ってございます。

2つ目の項目「受講者にとり、教育訓練内容が所定の到達目標の達成に有意義であること」に関しましては、こちらも25年度、26年度で75%を上回る、90%以上の数字になってございます。

ちょっとこちら、細部につきまして、別紙で御説明申し上げたいと思います。

5ページをごらんいただけますでしょうか。

こちら、実際は先ほど御説明申し上げた実施期間に対する実施内容の分量等が適当であることという項目につきまして、複数の質問項目がございまして。

こちら具体的に申し上げますと、各科目の時間は適当であったか、教材等は適切なレベル、ボリュームであったかということそれぞれ基礎知識と、あと判読の基礎という課程に分けてまして、それぞれ質問しているものですから、質問項目はトータルで4つになってございます。

その4つになっている質問項目につきまして、参加者から個別に回答を集計いたしましたところがこの表の適当、普通、不適當というこの3つの分類に分かれているものでございます。

したがって、例えば、こちらで初級の第2回、上から2段目でございますけれども、25%、37.5%、37.5%となっておりますが、これは具体的に申し上げますと、4つの質問項目、先ほど申し上げた4つの質問項目につきましては、このときの参加者は受講者が4名でございました。したがって、16の回答についてそれぞれ不適當と答えたものがトータルで6回答あって、普通と答えた回答が6回答あって、適当と答えた回答が4回答あったと。

したがって、それが16分のという分母で計算した場合に、37.5%、37.5%、25%というような形で計算されているものでございます。

それで、引き続きまして、ちょっと資料をもとのほうに戻らせていただきまして、2ページをごらんいただけますでしょうか。

続きまして、到達目標に達しているかどうかというものをテストでそこを評価したというものについての内容でございます。

こちら先ほど御説明したとおり、受講者上位80%に相当する受講者の得点がそれぞれ75%以上もしくは65%以上という設定された指標に対しましては、これをいずれも満たし

た形で結果が出ているところでございます。

したがいまして、サービスの質の確保として、あらかじめ設定したものにつきましては、全て達成しているものと評価させていただいているものでございます。

3 ページに移らせていただきます。

「業務の実施状況」でございます。

まず、「(1) 履行状況」でございますけれども、衛星画像の判読に必要な基礎的な能力を習得させる教育訓練の目的を達成するため、到達目標として画像からの情報抽出・識別、あと、画像情報の特性、画像情報活動の理解、必要な施設等に関する基礎的知識の獲得といった到達目標に即した教育内容で、計画どおりに実施されました。

2 つ目、民間事業者の創意工夫による改善事項でございます。

こちら教育内容、あと教材に関しましては、軍事、インフラ、大量破壊兵器等に関する最新の状況を紹介いたしまして、また、その教育の中に最近の世界での事象を結びつけて関心を持たせるなど、工夫をいろいろしていただきました。

また、その使用する画像につきましても、新しいものを使用するなどして、工夫をいろいろしていただいたところでございます。

この事項につきましては、先ほど御説明申し上げましたアンケート結果などで、受講者から出てきた意見なども踏まえまして、各回の教育の実施後に我々センター側の教育担当者と先方の教官の間で意見交換を実施し、どういった改善をすべきかということも踏まえまして、さまざまな改善をしていただいているところでございます。

それに加えまして、こちら平成25年度からの事業でございますけれども、その初級教育において、それまで実施していなかった経験豊富な外国の講師の方をお招きして、より実践的な内容での教育も付加していただいているところでございます。

続きまして「実施経費の状況及び評価」でございます。

経費につきましては、従来の実施経費が平成24年度の実績額で約7,900万でございました。今回、3年契約ということでございますが、その3年分の契約を3年間で平均いたしますと6,000万円でございます。

したがいまして、市場化テスト導入前の平成24年度と比較いたしますと、1,900万ほどの削減、パーセンテージにすると、24.1%の削減効果があったものでございます。

次のページをおめくりください。

「評価のまとめ」でございます。

先ほど御説明申し上げたとおり、本事業の実施に当たり確保されるべき質としてあらかじめ設定した事項及び水準につきましては、全て達成されていると評価してございます。

また、実施経費につきましても、単年度で1,900万、24%以上の削減を達成しているところでございます。

教育内容につきましても、鋭意民間事業者の工夫を反映させていただいているところでございます。

「今後の事業」についてでございます。

本件事業の実施期間中に受託事業者等が業務改善指示を受けた、またはその業務に係る法令違反等をした実績はございませんでした。

内閣官房には、外部有識者、弁護士さんや大学教授、公認会計士さんで構成されました「入札等監視委員会」がございます。こちらは原則として年に4回開催いたしまして、入札や契約手続、運用状況について報告を受けるとともに、一定の抽出した事項につきましては、細部、いろいろ御審議、御指導いただいているところでございますので、係る枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制は整っているといえるものでございます。

本件入札におきましては、冒頭御説明したとおり、2者からの応札がございまして、競争性は確保されてございました。

繰り返しになりますが、確保されるべき質についても達成している状況でございますし、経費につきましても削減効果を上げているところでございます。

以上、述べさせていただいているとおり、本事業につきましても、市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られているということでもありますから、次期の事業におきましては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく市場化テスト終了プロセスへ移行した上で、市場化テストを終了いたしまして、当センターの責任において行うこととさせていただきたいと考えております。

また、この市場化テスト終了後におきましても、これまで当監理小委員会においていろいろ御指導いただきました官民の役割分担でありますとか、公共サービスの質、入札参加資格等、さまざまな事項も勘案して、引き続き法の趣旨を踏まえて、自らサービスの質の向上とコストの削減を図っていききたいと考えているものでございます。

簡単でございますが、以上で御説明を終了したいと思います。

よろしく願いいたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきましても、内閣府より説明をお願いします。

説明は簡単をお願いします。

○事務局 資料Cをごらんいただきたいと思います。

「受託事業者決定の経緯」、2番でございますが、入札参加者2者から提出がございまして、開札した結果、1者が予定価格の範囲内だったことから、1者について総合評価を行ったところ、上記事業者がということで、一般財団法人リモート・センシング技術センターが受託事業者となっております。

今回、25年度と26年度の実施状況に基づいて評価を行っておりますが、質の確保につきましては、安定と調査で2項目、到達目標につきましては、初級教育、中級教育訓練ということで、2つの訓練に基づいて到達目標を評価することとしておりますが、いずれも達成していると評価できるといたしております。

「民間事業者からの改善提案による実施状況」につきましても、教育内容、教材に被教

育者の実用的な知識・技能の向上に努力している等、実践的な内容で教育が実施されているということで評価してございます。

実施経費につきましても、単年度当たり、1,901万5,000円ということで、24.1%の経費が削減されているということでございまして「評価のまとめ」といたしましては、確保されるべき公共サービスの質の確保がおおむね達成され、民間事業者の提案により、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できるといたしております。

また、実施経費につきましても、24.1%の経費が削減されており、効果的に事業が実施されたものと評価できるといたしております。

「今後の方針」といたしましては、市場化テスト、今期1期目となっておりますが、事業全体を通じての実施状況が良好であるということでございまして、実施期間中に受託民間事業者への業務改善の指示等の措置もなく、法令違反行為等もなかったということでございますし、既に内閣官房のほうには「入札等監視委員会」が置かれており、事業実施内容のチェックを受ける体制ができておるということでございます。

競争性、それからサービスの質、経費削減についても、いずれも良好となっております、今期をもって市場化テストを終了することが適当と考えられるといたしております、今後、内閣衛星情報センター自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいということで内閣府の評価（案）を作成したところでございます。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生は御発言をお願いしたいと存じますけれども、皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

基本的に質の向上もありましたし、それから実施経費の削減のかなり図られているということで、そういう意味では競争が導入されていい結果になったのだなという感じですね。

結果的に、この1者の方というのは、前と同じ方だということでございますか。

○室伏課長 さようでございます。

○稲生主査 そういう意味では、一生懸命コストを削減いただいたという評価ができるのだらうと思います。

アンケートの件はよろしいですか。

○事務局 いいです。

○稲生主査 いいですか。アンケートに関しては、先ほど御説明いただきましたけれども、どうしても受講されている方の人数の関係もありまして、1人あるいは2人の方の御意見が反映しやすいというのですが。

○室伏課長 そうなのです。

○稲生主査 ほかに確かに設定のしようもなかなか難しいところがございますね。
○室伏課長 そうですね。そういうものもございまして、一応、年度単位である程度評価
するとか、そういった形になろうかとは思いますが。

○稲生主査 わかりました。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱」の
事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監
理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○室伏課長 どうもありがとうございました。

（内閣官房退室・特許庁入室）

○稲生主査 続きまして、「商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等
調査）作成事業」「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業」
「商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業」の実施状
況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、特許庁審査業務部商標課青木課長より御説明をお願い
したいと存じます。

なお、説明は20分程度でお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○青木課長 特許庁商標課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料4以降に基づきまして、御説明させていただきます。

20分ということがございますが、この3つの事業、共通の事業でございます。まず、
商標の審査でこの事業はどういう役割を持っているかというのを簡単に御紹介した上で、
事業の実施状況の御説明をさせていただきます。

商標といいますのは、皆様御案内のとおり、商品やサービスにつける標識でございます。

事業者の皆様は、自分の商品やサービスと他人の商品やサービス、これを識別するとい
いますか、区別するために、この自分の商標を用いて商業活動に使います。それを安定的
に使うためには、商標権という、商標登録をとっておいたほうが独占権になりますので、
安心して使えるということで特許庁に出願しまして、特許庁の審査官の審査を経て登録を
します。登録料を払って、商標権という権利を確立すると、10年間、この権利は有効で
ございますので、安心して使えることとなります。

商標権は、全国に独占する権利でございますので、それを逆にいいますと、独占による
弊害というリスクを極力避けるために厳格な審査をすることが求められます。こういった

ものが商標として登録が認められないかという点、例えば、商品の一般名称ですとか、品質表示用語のような誰もが使いたくなるような表示、これは特定の人独占すると、弊害がありますので、そういったものの登録は認められません。

それから、既に他人の権利として確立しているもの、これと抵触する、似ている商標は、それを登録すると、同じ商標あるいは似た商標について、複数の人が独占権を持つという矛盾を来しますので、これも登録は認められません。

それから、商標権というものは、商品、サービス単位でとっていただきます。例えば、自動車について「日産」という商標、テレビについて「ソニー」という商標のように商品単位で権利をとっていただきますので、その商品が権利の内容を確定するわけです。

ですので、商品やサービスが不明確ですと権利範囲が不明確ということで、権利の安定性に支障を来すということで、商品やサービスが明確であることといった要件がございます。

今、申し上げたのが、代表的な商標の登録の要件なのですが、もう一度繰り返しますと、一般的な用語ではだめです。これは「識別力」と申しております。商標として識別力がないと、登録は認められません。

それから、他人の権利と抵触する、要するに他人の権利と似ているものはだめです。

それから、商品やサービスが不明確なものもだめです。この3つの視点から、審査官は厳格な審査をするのですが、年間に11万件、12万件に及ぶ出願がございますので、これを迅速に、的確に審査するために、外注というものを利用していただいて、一定程度のものを外注で、予備的な調査をしていただいて、それを特許庁に返してもらって、審査官は、その予備的な調査をしていただいたもの、サーチレポートをもらってそれを審査の参考にします。かなりの部分、その専門的な情報がサーチレポートで得られますので、審査に大変役立っているというものでございます。

前振りがちょっと長くなりましたけれども、この資料4でございますが、これは最初申し上げました識別力というものに関するサーチレポートであります。

文字商標、文字を含む商標について、これを外注機関に出しまして、これが例えば辞書に載っている用語であるとか、業界ではこういったものが一般的な用語として業界用語辞典に載っている、そういったものを出していただく作業であります。

これが委託業務内容、ちょっとかいつまみますと、そういったものであります。

商標として機能を果たし得るか否かの視点での重要なサーチレポートであります。

本件業務委託期間は、25年4月1日から28年3月31日まで、3年間ということでこの事業を委託させていただきました。

今回のその受託事業者は、一般財団法人日本特許情報機構、この経緯でございますが、入札の説明会におきましては、5者参加があったのですが、入札に実際入ったのは1者でありました。これにつきまして、企画書について審査した結果、必須項目を満たしておるということで合格。それから、入札価格も予定価格の範囲内であったため、総合評

価方式にのっって、日本特許情報機構が落札者となりました。

それから、この実際の実施状況でございます。

改善提案に関する実施状況であります。確保されるべき質の達成状況ということで、まず、審査官と同等の視点からの調査が必要ということで、実施件数の全体の1%以内をフィードバックの上限とするということでございますが、平成25年度、それから26年度も、3件あるいは0件と極めて少ないフィードバックでございました。

それから、成果物の納入は、週1回納入することということですが、25年度も26年度も週1回の納入を守っていただきました。

成果物の納期は、発注した日から2.5カ月以内に遅滞なく納入ということでございますが、実績としましては、25年度は平均1.5カ月、26年度は1.3カ月でございました。

それから、契約1年目の年度当初、ここは特別に、発注から3、4週間程度と、早く納入をお願いしておりますが、実際に25年度も4週間程度で納入しておりました。

「早期審査」と申しますのは、商標の出願は、出願された順に審査をしているのですが、案件によっては、これが訴訟にかかわるあるいは警告を発しているとか、警告を受けていると、そういう緊急性を要するものにつきましては、特定の要件を満たすものは、ほかのものよりも先に審査をするという仕組みでございます。

これについては、早期に審査をする必要がございますので、この納品も早くしていただくということで、発注から2週間以内ということでお願いしてございますが、実績として、識別性に関しては、この対象とするものが25年度も26年度も0でございました。

年間の納入回数は50回ということでしたが、実際は48回、50回でございました。

それから、1ロット、1回の発注ごとの納入件数は、1,680程度を確保することということですが、実際にその実施体制をきちんと確保していただいて、ロットの平均では25年度は1,689、26年度は1,596でございました。

それから「受託事業者の改善提案に関する実施状況」でございますが、業務の効率化につきましては、サーチレポートの作成や納入に関し、独自に日本特許情報機構がシステムを工夫しまして、それによって業務の効率化を図りました。

その結果、納入期間の短縮、それから実施経費の削減についても効果を上げていると評価してございます。

それから、サーチレポートの品質の向上につきましては、これも独自のシステムによる調査方法、それから業務に要する高い専門知識を習得させるために職員を教育する、そういった体制を確立、それから納入物の校閲方法についても改善をするということで、全体のサーチレポートの品質の向上を図ってございます。

これは、フィードバックが先ほど申し上げましたようにほとんどないということからも裏づけられると考えております。

Ⅲの「実施経費に関する状況」でございますが、これは、本件は毎年の出願件数によって金額というのは若干変わりますので、単価でこれの評価を見させていただきました。24

年度、従来の単価は3,805円でございますが、この25～27の3年度の単価は3,789円、単価当たりの削減額は16円、0.42%でございますが、単年度当たりの削減額として、130万円強が削減額であります。

「評価のまとめ」でございますけれども、25年度、26年度においては、確保されるべき質として設定した目標は達成してございます。

それから、事業者の業務改善提案の実施によって、納入期間が短縮、それから経費も若干ですが削減。それから品質も向上をされているということで評価できると考えてございます。

経費は、先ほども申し上げましたが、130万円強、0.42%の削減。

「今後について」でございますが、実施状況は以下のとおりでございます。

まず、法令違反等を行った実績はございません。当庁としましては、今後、法律専門家等で構成された「評価委員会」を設ける等、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて検討してございます。

それから、本事業の入札において、本件は、応札者は1者でございました。これは、本事業の遂行に必要な人員、能力及び設備等を備えられる事業者が限られていたためと考えておきまして、一定の者に対して有利となるような入札要件はございません。

質に関する目標は達成してございます。

単価につきまして、0.42%ですが、削減の効果があります。

以上のことから、本事業については、おおむね良好な実施結果を得られていると考えてございます。

しかしながら、入札が1者であったということを踏まえまして、さらなる競争性の確保に努めていくことが必要と考えます。

説明会へ参加した事業者が入札まで至らなかった事情というものをヒアリングしましたところ、「人員の確保ができない」ということを挙げられてございました。そこで、私どもが考えましたのは、仕様書において定めている早期審査対象案件の調査、これを外注しないで内製するという事で事業者の対応する人員の確保の条件を緩和することを、現在、検討してございます。

結論でございますが、次期においても、市場化テストを継続して、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減を図る努力をしてまいりたいと考えてございます。

これが1つ目の事業であります識別力に対する調査でございます。

あと残り2つでございますが、基本的には同じようなスタイルの事業でございまして、識別力と同じような構成でこの評価を書かせていただいております。

ポイントだけ申し上げさせていただきます。

まず「図形商標の先行絞り込み調査」でございますが、これは図形商標についての調査です。商標というのは、文字ですとか、図形ですとか、あるいは記号とか、そういったも

の組み合わせからなるものが主でございますが、その中で、図形からなる商標につきまして、これを特許庁の図形商標検索システムと専用回線によって接続された端末を用いて、既に登録されている商標や先に出願されている商標に似たものがないか、類似のものがないか、絞り込みの調査をしていただくという事業であります。

これにつきましても、3年の事業委託期間でございますが、受託の事業者は、一般財団法人日本特許情報機構でございます。

入札説明会では5者の参加がありましたが、入札に参加した者は1者でございます。これにつきまして、審査した結果、総合評価方式にのっとり、日本特許情報機構が落札者となりました。

次のⅡでございますが、同じ項目で書いてございます。フィードバックも極めて少なく、25年度は2件、26年度は1件。求められていた1%以内については、0.01%、0.003%と極めて低いフィードバック率であります。

納入の回数、週に1回、それから2カ月以内というものもきちんと守られております。

2カ月というものは、1.3カ月で納入しております。

それから、(4)でございますが、早期審査対象、先ほど申し上げました早期に審査をするという急ぎの案件につきましては、2週間以内に納入していただくということにつきましては、25年度は、平均5.9日で納入されてございます。

こちらは対象件数がございまして、25年度は129件、それから26年度は189件、これらについて、5.9日とか5.6日で実施納入されております。

納入回数も定められたとおりでございます。

1ロット当たりも、大体610件というものの前後で納入されております。

事業者の改善提案に関する実施状況でございますが、これも先ほどと同じでございますが、独自の納入のためのシステムの構築やいろいろな研修体制、それから校閲方法の工夫によって品質向上の効果を図ってございます。

単価について、Ⅲでございますが、契約単価の比較でございますが、これにつきましては、従来から比べて145円、1.89%の削減でございました。

金額にしますと、420万円程度であります。

「評価のまとめ」ですけれども、目標は達成してございます。納入期間の短縮や経費削減についても、それから品質向上の点でも効果を上げていることは評価できると考えてございます。

「今後について」でございますが、これも先ほどの識別性の事業と同じでございますが、法令違反行為はございません。それから、当庁では、今後「評価委員会」を設ける等について検討してございます。

本事業の入札において1者でありましたが、これは特定の者に対して有利となるような入札要件を課したというものではございません。

公共サービスの確保されるべき質に係る目標は達成してございます。経費については先

ほど申し上げました1.89%の削減効果があります。

上記のとおり、おおむね良好でございますが、入札が1者であったということを踏まえまして、さらなる競争性の確保に努めていくことは必要と考えます。

先ほどの識別性のところで申し上げましたが、人員の確保の定員に配慮しまして、仕様書にて定めている早期審査対象案件の1月当たりの発注上限、これは50件に從來してございますが、これを20件程度に引き下げることで対応する人員の確保の条件を緩和するというものを検討してございます。

次期におきましても、本件も市場化テストを継続して、引き続き法の趣旨に基づいて公共サービスの質の向上及びコストの削減を図る努力をしてみたいと考えてございます。

済みません。ちょっと時間が押してまいりましたが、3つ目の事業、これは不明確な指定商品、役務に係る調査というものでございます。

先ほど申し上げましたように、商標、文字や図形の商標とそれから何についてその商標を権利化したいかという商品、役務というものを書いていただいて、両方で1つの商標権を構成するものでございます。

その何について使用するかという商品、役務の表示が明確でないと、権利範囲が不確定になるということで、その商品、役務に関する調査をしていただいて、審査官の審査の情報にするというものがこの事業であります。

業務委託期間は同じく3年間でございます。

25年4月から3年間。これも受託事業者は一般財団法人日本特許情報機構です。

入札説明会では5者の参加がありましたが、入札参加者は2者でございました。それで、この2者につきまして、審査し、それから価格について審査した結果、一般財団法人日本特許情報機構が落札者となりました。

次、IIでございまして、これも同じく同じ要領で書いてございまして、フィードバック、これは2年度とも0でございました。週1回の納入を守っております。それから発注から2カ月以内に対しまして、25年度も26年度も1.2カ月で納品をしております。

それから、早期審査の対象、これにつきましては、実績は0でございました。

納入回数も50回程度、それから1ロット当たりの件数も確保すべき質の範囲内でありませぬ。

業務の効率化につきましては、これも独自のシステムによって業務の効率化を図る、あるいは期間の短縮、経費の削減にも効果を上げています。

それから、職員の研修体制、校閲方法についても工夫して品質の向上を図ってございます。

単価につきましては、IIIでございまして、1件当たり、単価当たり471円、12.49%の削減の効果を発しています。金額にしますと、1,200万強の削減額でございます。

「評価のまとめ」ですが、確保されるべき質として設定した目標は達成してございます。

それから、改善提案の実施によって、納入期間の短縮、経費削減及び品質向上で効果を

上げていると評価しています。

全体につきましてでございますが、この受託事業者が業務に係る法令違反行為を行った実績はございません。

それから、次期の事業以降は、法律専門家と外部有識者で構成された「評価委員会」を設けるなど、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて我が方では検討してございます。

本事業につきましては、応募者が2者であったこともありまして、競争性は確保されていると考えてございます。

質の目標も達成してございます。

経費削減効果も12.49%の削減効果が上がっているということでございまして、本事業につきましては、市場化テストを終了する基準を満たしておると考えてございます。

良好な実施結果を得られていることから、今後の事業に当たりましては、市場化テストを終了し、特許庁の責任において行うこととさせていただきたいと考えてございます。

また、市場化テスト終了後におきましても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づいて公共サービスの質の向上及びコストの削減を図る努力をしてみたいと考えてございます。

少し長くなって恐縮でございます。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。説明は10分程度でお願いいたします。

○事務局 商標審査前サーチレポート作成事業の内閣府評価（案）につきまして、御説明申し上げます。

資料Dは「商標の文字部に関する識別力等調査」に関するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページ目でございますが「受託事業者決定の経緯」は、入札参加者1者から提出された企画書について総合評価を行ったところ、一般財団法人日本特許情報機構が落札者となったということでございます。

評価方法につきましては、25年度、26年度の実施状況についての報告に基づきまして評価をいたしております。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」につきましては、確保すべきサービスの質については全て達成していると評価をいたしております。

「民間事業者からの改善提案による実施事項」につきましても、独自のシステムを構築することにより、業務の効率化を図っており、実施経費の削減についても効果を上げている。

また、独自の調査方法、職員教育体制の確立及び納入物の校閲方法の改善により、サー

チレポートの品質向上が図られているということでございます。

実施経費につきましては、1件当たりの単価で算出しているということになっておりますが、単価が16円、削減率につきましては、0.42%ということで、単年度当たり131万4,000円程度の経費が削減されているといたしております。

「評価のまとめ」といたしましては、公共サービスの質についても達成されており、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮がなされ、業務の質の向上に貢献したものと評価できるといたしております。

実施経費につきましても、効率的に事業が実施されたものと評価できるといたしております。

ただし、今回の応札においては、1者応札であったということで、競争性の改善に向け、仕様書に定めている早期審査対象案件の調査は内製化することで対応するという一方で、人員確保の条件を緩和する検討がなされております。

「今後の方針」といたしましては、実施状況が良好であり、経費も削減されているが、1者応札となっていることから次期事業についても、引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えられるということございまして、次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務内容の見直しに留意することが必要であるといたしております。

次に、資料Eに基づきまして「図形商標の先行絞り込み調査」に関するものにつきまして御説明申し上げます。

2ページでございます。

先ほどと同様「受託事業者決定の経緯」でございますが、1者応札となっております。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」「質の確保」につきましては、3ページ以降、記載されてございますが、確保すべきサービスの質については、全て達成していると評価できるといたしております。

「民間事業者からの改善提案による実施事項」につきましては、先ほどの調査と同様となっております。民間事業者の改善提案による実施事項も行われているということで評価しております。

実施経費につきましては、5ページ目に書いてございますが、単価当たり、削減額145円ということで、削減率1.89%、単年度当たり420万3,000円の経費が削減されているということでございます。

「評価のまとめ」でございますが、先ほどと同様、サービスの質、それから民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮がなされ、業務の質の向上に貢献したものと評価できるといたしております。実施経費につきましても、効率化されていると評価できるといたしております。

こちらにつきましても、1者応札であったことから、競争性の改善に向け、仕様書に定めているこちら早期審査対象案件の1月当たりの発注上限を50件から20件程度へ引き下げることにより人員確保の条件を緩和する検討がなされているということございまして、こち

らも次期事業についても、引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えられるということで、次期事業の実施に際しては、競争性の改善に向け、業務内容の見直しに留意することが必要であるといったしております。

最後に、資料Fに基づきまして「不明確な指定商品・役務に係る調査」に関する評価（案）について御説明申し上げます。

2 ページに「受託事業者決定の経緯」が書いてございますが、こちらは入札参加者が2 者ありまして、全て評価基準を満たし、予定価格の範囲内であったことから、入札が行われ、一般財団法人日本特許情報機構が落札しているということでございます。

こちらにつきましても、公共サービスの質の確保につきましても、全て達成していると評価をできるといたしております。

「民間事業者からの改善提案による実施事項」も同じでございますが、こちらについてはフィードバックがないということからも、非常に良好であるということとなっております。

「実施経費についての評価」につきましては、こちらは単価当たりの削減額が471円、削減率としては12.49%の削減となっております、単年度当たりは1,254万1,000円ということで削減効果が出ているところでございます。

こちらの「評価のまとめ」でございますが、確保されるべき公共サービスの質の目標もいずれも達成されており、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮がなされ、経費についても削減されております。

さらに、入札参加者も2 者あり、競争性も確保されておるということでございます。

「今後の方針」でございますが、実施期間中に受託民間事業者の業務改善指示や法令違反行為もなかったということ、また、特許庁では、今後「評価委員会」を設置等し、事業実施状況のチェックを受ける体制が検討されているということがございます。

先ほど申しました評価のまとめにございますように競争性の確保、経費、公共サービスの質についても、全て達成されているということでございまして、こちらの事業につきましては、今期をもって市場化テストを終了することが適当と考えられるといたしております、特許庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとまとめてございます。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○石村専門委員 済みません。ちょっとお聞きしたいのですけれども、一般財団法人日本特許情報機構というのは、役員が特許庁のOBの方とか、そういう関係なのですか。それとも全くの民間人の方が携わっていらっしゃるのでしょうか。

○青木課長 そのこのトップの方は、特許庁のOBではない方が理事長になっておられますけれども、一部にはOBが就職しているというものもございます。

○石村専門委員 内容をやはりかなりまさに特許の恐らく関係の仕事を当然なれていないとだめなので、特許事務所なりとか、特定されてくるかなと。

最後の案件、5者のうち2者、要は参加したと。前の2件についてはなぜこの一番最後の案件だけ参加して、前の2件については参加されなかったのか、もし何か意見を聴取されたら、参考までに教えていただきたいのです。

○青木課長 入札は2年以上前のことでございますけれども、当時の話を聞きますと、3番目のものについて応札した事情は、この3つの事業の中では、商品についていろいろ辞書を調べるとか、業界の実態を調べるということで、事業としては入りやすいのかなということと、ほかのものは実施の予算において規模が大きいのに比べて、3つ目のものは規模的に相対的には小さいということで、参入がしやすいのかなというものもあるかと思えます。

それからもう一つは、これは当時の事業者ヒアリングしたものを私ども後で聞いているのですけれども、実はほかの事業にも参入というか、応札はしたかったけれども、やはり複数を受けたらちょっとやれるかどうかわからないから、そのうちの1つにしたと。それがその3つ目のものだったということも聞いてございます。

○石村専門委員 ということは、能力的には、要は前の2つはできる可能性があったということ。

○青木課長 その事業者からすると、やる気はあったということは聞いてございます。

○石村専門委員 あとの5者、一応、説明会には参加されたということなのですが、残りの3者について、全く入札に参加されなかった理由というのは、それは聞かれたのですか。

○青木課長 これはここにもちょっと若干記載させていただきましたけれども、やはり、人員の確保とかなりの年間何万件という件数を受けて、それを2カ月以内に納品するとなると、相当数の人員、それもただ辞書を調べるだけではございませんで、図形については、似ているものを探すためには、いろいろなタームをつけて、そのタームを足したり引いたりしながら絞り込んで、似たものがありましたという結果を出すわけですから、かなりの専門性がございませんで。

それから、このやはり商標が似ている、似ていないというのは、感覚的にやるものではございませんで、いろいろな裁判の判例とか、審査の基準などを勉強した上で、こういうものが商標として似ていると判断するのだということはある程度知識として持っている方でないと、その絞り込みができませんので、そういう意味では、特に図形については専門性が高いかと思えます。

○石村専門委員 今のお話ですと、ロットが大きいということと、あとかなり専門性が必要だと。つまり、その専門性と言え、すぐに弁理士事務所というのが、あるいはそれに

関連するシンクタンクとか、そういうところでないと不可能かなと思うのですけれども、そうすると、前の1者について、競争性を促すということですので、今のお話ですと、分割しないとだめなのですよと受けとれたのですけれども、分割というのは可能なのですか。

○青木課長 これについては実施要領について審査をいただいたときにも議論になったかと思えますけれども、やはり分割というのは1つの案ではございますけれども、分割しますと、それに係るまたいろいろなコストがかかるという問題があります。

例えば、図形について絞り込みの検索をしてもらうためには、必要な端末というものを2者に分割すると2者分のコストがかかるとか、それから納品してもらう、あるいは発注する、受発注についての、いろいろなロジスティック面での管理負担が2倍になるとか、これは役所の都合によるかもしれませんが。それから、例えば2者のうち、1者は単価が例えば1,000円でした、もう一つのほうは900円でやってくれますと。そういう差があるにもかかわらず、それを1年間通して何万件というものをやることについての合理性とか、いろいろ分割するには、問題もあるのかなと我々は考えて、これは2年前の委員会でも御説明申し上げたかと、ちょっと記録を見ますとそんなような議論もあったように思います。

○石村専門委員 ということは、今のお話ですと、これは前の2つは、一番最後に入札されたもう1者のほうが、早急に人員を確保するとか、そういう形にしないことには、つまり前の2件については、これは1者応札が続くという形になると受け取れたのですけれども、そうではない。

○青木課長 そこはいろいろ、例えばある程度の人員の確保、今は知財の世界というのは、弁理士さんも増えていますし、いろいろな事務所がそういった事業にもかかわるところもございますので、早急に何人もかき集めてというのではなくて、既存の今のいろいろなサーチ会社でも、そういった人員というものは徐々に備えつつあるのかと思っています。ほかの事業の感覚でも私ども思っておりますので、永遠にこの1者が続くということはなかろうかと思っておりますけれども、そこにはまた我々としても、いろいろな入札の条件の中で、工夫できることはしていきたいと思えます。

○石村専門委員 具体的に、今のお話ですと、要は対象となる事業者、要は説明に参加していただく事業者をもっととにかくふやして、要はその規模に量をこなせる方の参加をとにかく促すということが対策ということなのですか。

○青木課長 それもあろうかと思えます。なるべくそういう事業者、候補になる方々にこういう事業がありますよということを知っていただいて、それでその参加した事業者の何が懸案かというのは、過去のヒアリングなどでもございますが、そういったものに考慮しながら、かつ非常に専門性の高い事業で、審査というのは法に基づいた仕事でございますので、品質というのはやはり確保しないといけませんので、その品質を確保できるだけの体制とか、そのノウハウというものを提供いただきながらやっていただきたいと思っております。

○石村専門委員 済みません。それに相当するやはり大手の弁理士事務所、私、その辺無知なもので、それに対応できる弁理士事務所なり、そういう専門の会社というのはあるのですか。

○青木課長 弁理士事務所というのは、今、弁護士と弁理士で組んでいる大手というのは、日本でもアメリカ並みではないでしょうけれども、かなりの大手というのは、この10年ぐらいで存在してございますし、そういう事務所が、本来の弁理士、弁護士業務の代理業務に加えて、いろいろな調査業務をやっているという事務所もあると理解しております。

それから、いろいろなこういった情報を扱うサービス会社のほうでも、弁理士とかを雇ったりとか、顧問になっていただいたりとか、そういったところでいろいろな調査事業をやっているという事業者もおりますので、今後の可能性としては、そういった人たちが参入する可能性もあるかと、期待も込めて思っております。

○石村専門委員 期待だけではなく、具体的には広報活動していくということを考えていらっしゃるかと受けとってよろしいのですかね。

○青木課長 はい。

○石村専門委員 わかりました。

どうもありがとうございました。

○稲生主査 どうぞ、結構です。

○青木課長 広報活動をどういったところでいろいろ広報していこうかというのは、我々もまた工夫していきたいと考えてございます。

説明会だけではなくて、こういった事業をやっていますということをいろいろな機会に、どうもありがとうございます。

○稲生主査 これはちなみに参考までに、大まかでも結構なのですけれども、まず、お聞きしたいのは、3つの業務がありまして、例えば、この一般財団法人の受けておられる事業者ですけれども、どういう体制でやっておられるのかというのは、お話を伺っているのではないかと思うのですけれども、要は3つの業務があつて、例えば同じ人でも、経験があると、この3つのことを両方ともできてしまう、3つのことが同時にできるということで、かなり専門的に隔離されているのかとか、そこら辺はまずどうなのですか、基本的なことなのですが。

○青木課長 契約の年度間では担当者の方がその管理者とか実際の調査者という体制をつくって、その管理者の責任のもとでサーチをしてそれでチェックをして納品をしていると、そういう体制かと思えます。

ただ、その管理者の方は、やはり商標について、その実務経験があるので、兼業はしているとは聞いてございませんけれども、またそういう管理者が複数おられて、いろいろ体制を組んでやっていると。

○稲生主査 今は3つの業務それぞれに部署が。

○青木課長 そういう部署といいますか、その管理者のもとで体制を組んでやっていると。

○稲生主査 それは何人ずつぐらいいるのですか。一番困難だと言われていた識別力調査になりますと。たしか8万件ぐらいあるやにお伺いしているのですけれども。

大まかで結構です。

○青木課長 大まかですと、管理者が2名です。

○稲生主査 それは要項を見れば本当は書いてあると。

○青木課長 実際の契約書の控えがあります。契約書というか、提案書かな。ちょっとお待ちください。

済みません。これは提案書の控えの話ですけれども、管理者が2名、それから調査者が計16名です。業務委託も含めて16名という提案をいただいております。

○稲生主査 それが識別力調査ですか。

○青木課長 済みません。これは図形の絞り込みです。

○稲生主査 絞り込みですか。なるほど。

○青木課長 これが一番業務としては大きいというか、負担が大きいかと思えます。

同じく識別力については。

○稲生主査 結構です。負担が一番大きいのが、今、おっしゃった絞り込みのものです。

○青木課長 そうですね。図形の難しさと分量も多いです。

○稲生主査 しかし、かなりの体制ではあるわけですね。

○青木課長 そうですね。

○稲生主査 わかりました。とは言っても、特許事務所だと100人単位ですね。

○青木課長 100人単位ございます。しかも弁理士資格を有している方でそれだけになります。

○稲生主査 何で参入してこないのだろうか。

○青木課長 どうなのでしょうかね、よくわかりませんが、弁理士、弁護士は、ライセンスの契約をとるとか、あるいは弁護士さんは吸収・合併をするところによる収入のほうがやはり大きいかと思われます。

そういう1つ1つ、1件1,600円とかそういうものを積み重ねて何億円といえれば大きいですが、その利ざやという意味ではどうなのでしょうかね。

○稲生主査 ちょっと確認なのですが、最初の識別力等調査のところで、間口を広げるといふか、応募しやすいために、早期審査対象の案件の調査を外注しないとあるのですが、実績を見ると、これは私、勘違いかもしれないのですが、資料4の3ページを拝見すると、これは0件、0件になっていますよね。だから、この2年間は早期対象はこの識別力に関してはなかったということなのですか。

○青木課長 なかったといふか、審査官が自分で調べたということ。

○稲生主査 わかりました。つまり、何が言いたいかといふと、これをやったからと言って、応募者が広がるかどうかはわからないのかなと。

○青木課長 確かに。

○稲生主査 ほかの2件はもちろんそうなのでしょうけれども。

○青木課長 はい。

○稲生主査 わかりました。別に重箱の隅をつつくつもりはないのですが。

逆にいうとこれぐらいなのですね。御努力として技術的な、済みません、素人の域を。

○青木課長 これは実施要領のときから、いろいろ御意見をいただきながら工夫はさせていただいて、それを反映して、それからパブコメの中にも付して、やったのですが、結果として1者だったと。それだけ専門性がやはり高いというのは否めないです。

○稲生主査 わかりました。私からは以上ですが、ほかの先生方、よろしゅうございますか。

それでは、時間となりましたので、「商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業」ほか2件でございますが、事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

（特許庁退室・文化庁入室）

○稲生主査 続きまして、「海外映画祭出品等支援事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、文化庁文化部芸術文化課支援推進室石垣室長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしく願いいたします。

○石垣室長 文化庁の石垣でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

資料7に沿って御説明申し上げます。

資料7でございます。平成26年度の海外映画祭出品等支援事業の実施状況でございます。

1の「事業概要」でございますが、①の事業内容がこの3つになってございます。

②の「契約期間」もこの期間になってございます。

「受託事業者」につきましては、公益財団法人ユニジャパンというところでございます。

このユニジャパンでございますが、もともと日本映画の海外普及を目的としておりました財団法人日本映画海外普及協会、それと東京国際映画祭の実施を行っておりました財団法人東京国際映像文化振興会というものがございまして、それが統合しまして、平成17年4月に発足した機関でございます。

④の「受託事業者決定の経緯」でございますが、ここに記載してありますとおり、技術審査会におきまして、技術評価点、これは必須項目を全て満たすとともに、加点項目についても得点が付与されました。それと、3月28日に開札しましたところ、予定価格の範囲内

の入札価格が提示されましたので、技術評価点、それと入札価格点を含めて総合評価を行った結果、公益財団法人ユニジャパンに決定した次第でございます。

2の「確保すべき質の達成状況及び評価」でございますが、①としまして「確保されるべきサービスの質の達成状況」でございます。

まず、(ア)として業務ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うことということで、これにつきましては要件のとおり達成してございます。

それと(イ)でございますが、海外映画祭への出品支援に関する業務ということで、期間内に審査委員会を3回開催し、予算の範囲内で支援する団体・個人を選定するというところで、審査会につきましては、8月29日、12月22日、3月10日と3回開催させていただいてございます。

その中で、支援すべき団体、個人を選定させていただきました。

それと、審査委員会において選定された団体・個人に対して、滞りなく誤りなく、選定結果の報告を行うとともに、支援金を振り込むということで、これも要件のとおり達成したところでございます。

なお、申請数及び選定数につきましては、2ページのところの上でございますとおりのものでございます。

全体でいきますと、平成26年度につきましては、申請数が129、採択数が66件ということになってございます。

次に、(ウ)でございます。

見本市における展示施設の設置・運営業務でございます。

期間内に4回以上、主な海外映画祭の見本市に共同ブースのスペースを確保するというところで、カンヌ、アヌシー、トロント、ベルリン、香港、この各国際映画祭に共同ブースを確保しました。

カンヌ、ベルリンにつきましては、世界最大映画祭のうちの2つでございます。

アヌシーにつきましては、世界最大規模を誇りますアニメーション映画祭となっております。

トロントにつきましては、北米最大の映画祭。

香港国際映画祭につきましても、アジア有数の映画祭ということで、この5カ所につきまして、ブースを確保したところでございます。

期間内で2回以上主な海外映画祭の見本市または会場に隣接した場所において日本映画のレセプション会場を確保するというところで、アヌシー及びトロントでレセプション会場を確保してございます。それと共同ブース総合受付カウンター及びブースへの主な来訪者の対応なりを取りまとめることということで、これについても取りまとめていただきました。

それと「Japanese Film」の作成ということで、冊子の内容に誤字脱字及び事実の誤認がないこと、これは誤認はございませんでした。年度内に冊子を作成し、納入するというこ

とで、27年3月18日に作成し、納入いただいたところでございます。

「評価」でございますが、各業務とも実施要項に定めます確保されるサービスの質について要求基準を満たしてございます。

それと、各映画祭またはブース出展終了後に、実施報告を受けております。また、各審査会においても、日本映画の海外における情報を得ることができました。

これによりまして、日本映画作品の情報が海外に効果的に発信されているのではないかとということを確認させていただいてございます。

また、当該業務期間中における業務改善指示、または法令違反等はございませんでした。

3でございますが「民間事業者からの改善提案による実施状況」ということで、出品支援事業、共同ブース設置運營業務及び「Japanese Film」の作成のいずれの業務におきましても提案がなされたところでございます。内容についてはここに示したとおりでございます。

3ページ目でございます。

提案の中で、「なお」書きで書かせていただいておりますけれども、レセプション開催では、日本酒を振る舞うということも提案いただきました。これは先生方御存じのクールジャパン戦略を踏まえてのもので、ジャパンプランドの発信にも寄与しているというようなものになっております。

それと4としまして「実施経費の状況及び評価」ということで、①でございますが、契約額は25年度、26年度おのおのでございます。

②としまして「経費削減効果」ということで、△275万6,556円ということで、率でいきますと△4.1%ということになってございます。

「民間競争入札導入前後での契約額階差の分析」ということで、これにつきましては、ここに書いてあるとおりでございますが、従来は企画競争入札というような形でやらせていただいたところでございますが、民間競争入札導入によりまして、予定価格を算出することになりましたので、その部分で契約額が減となったと考えてございます。

④の「評価」でございますが、今回、経費減等とあったわけでございますが、この変動につきましては、民間競争入札の導入によって生じたものと考えてございます。

また、単純に契約額についてみますと、民間競争入札の効果が出たものと考えられますけれども、事業内容を鑑みた場合、事業を効率かつ効果的に運営することを想定しますと、一般管理費が現状では不足しているのではないかと考えられます。

今後とも、現状の事業費を維持しつつ、予定価格を立てるためには、例えば一般管理費または人件費、賃金といったところを減額せざるを得ないという状況になるかと思いますが、このまま引き下げを続けるとなれば、質の確保が困難となると考えてございますし、入札業者がさらに減ってしまう可能性があるのではないかと考えているところでございます。

5番でございますが「民間競争入札導入における取組及び実施要項における改善点等に

ついて」ということで、最初の丸でございますが「入札参加要件の緩和策」ということで、競争参加資格につきましては、2等級を下げて実施してございます。

また、共同事業体での入札も可能としてございます。これは導入当初からそのような形にさせていただいてございます。

それと実施要項につきましては、ウェブで公表したり、意見募集等を実施させていただいてございます。

また、入札スケジュールにつきましても、導入前より延長させていただいているところでございます。

4ページ目でございます。

同じく当該事業に関係がありそうな団体は、こちらが直接周知をさせていただきました。

また、従来の実施状況に関する情報の開示として実績等の掲載、これも先生方のいただいているところでありますけれども、やらせていただきました。

それと、公告期間内に事業説明会、これも実施させていただきました。

それで、特に公告期間につきましては、平成25年度、26日間、平成26年度、23日間、平成27年度、一応30日間を目標というような形にしてございます。

参加資格の「役務の提供」の場合ですと、3,000万以上のものにつきましては、A等級にしなければならないというような形になっているところでございますが、これを緩和いたしまして、A・BまたはC等級に格付された方も応募できるようにさせていただいたところでございます。

それと、真ん中になりますが「関係団体へ参入可否のヒアリング」ということで、参入が可能だと思われるところにつきまして、困難な理由をヒアリングさせていただきました。

まず、1点目が国際映画祭関係団体や海外映画団体などのネットワークというところにつきまして、今、受託している団体が持っている以上のつながりを有していないというような御意見、それと、そのために情報収集が難しく、海外の映画関係団体の連携をとることが困難だという御意見がございました。

それと、国際映画祭などへ対応する専門の部署がないという御意見もございました。

もし仮に、担当部署をつくる必要があるとなれば、文化庁で計上されている予算で効果的に実施するのは難しいと。全体で7,000万しかございませんので、その中でかなり難しいということでございます。

それと、担当部署をつくるにしても、その映画を海外へ発信する知識を有しているなど、専門性が高い者を集めなければならず、一から構築するのは他業務もあるため困難というような御意見をいただきました。

それで、こちらに参考として競争入札者を書かせていただいておりますが、平成25年度は2者ございましたけれども、ここに書いてございますとおり、国内での自主映画祭を主催している団体で当該事業で定めている業務を遂行するのは困難だと考えられます。

それと26年度が1者、27年度が1者と続いているところでございます。

5 ページ目でございます。

「評価のまとめ」という形でまとめさせていただいております。

今まで御説明しましたとおり、現受託者が実施した当事業のサービスの質は確保されていると考えてございます。

それと、民間の創意工夫も発揮され、効果的に事業が実施されたと考えているところでございます。

また、これを入札とすることによって、経費の削減についてもある程度有効であったと考えてございます。

7 としまして「今後の事業について」ということでまとめさせていただいております。

これまで2回の民間競争入札を実施いたしましたけれども、効果的に事業を進めるためには、各映画祭事務局や関係団体などとのつながりや国際担当のような部署が必要であり、新規参入を促すにも非常に難しいと考えているところでございます。

先ほど、ヒアリングで同じようなお話があったと思うのでございますが、それを踏まえますと、こういうことになろうかと思えます。

それと、業務切り分けについての検討をさせていただいたところでございますが、この中に3つございますけれども、その中でも「見本市における展示施設の設営・運営」及び「新作日本映画を紹介する冊子の作成」、これは「Japanese Film」というものでございますが、これらを効果的に実施するためには、海外の実情を的確につかんでいるとともに、海外の映画関係者等とのネットワークを活用し、各業務を有機的に連携させながら行うことが必要ではないかと考えてございます。

それと、例えば「海外映画祭への出品支援」だけを切り離すということも考えられるわけでございますが、予算規模を勘案しますと、切り分けた場合、事業ごとにおいて、人件費、一般管理費がかかるおそれがございますし、非効率を招きかねないと考えているところでございます。

したがって、これについては各業務を横断的かつ一体的に実施することが、事業運営の観点から効果的であると考えているところでございます。

ここが結論になるところでございますが、以上のことから、当該事業については終了プロセスへ移行し、文化庁において当事業の実施に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、今後の当業務につきましては、仮に官民競争入札等監理委員会の関与を外れることとなった場合でも、これまで審議されてきました公共サービスの質、公告期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項及び業務の切り分け等を踏まえた上で、映画関係団体や有識者などからも継続的にヒアリングを行い、公共サービスの質の向上に資すること並びにコストの削減を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

雑駁な説明で恐縮でございました。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 海外映画祭出品等支援事業の評価（案）につきまして、資料Gに基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

1枚おめくりをいただきまして「受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者1者ということでございまして、公益財団法人ユニジャパンが落札者となっております。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」でございますが、確保すべきサービスの質として設定されたものにつきましても、全て達成していると評価できるといたしております。

「民間事業者からの改善提案による実施事項」につきましても、日本映画の発信を効果的に行っているということで評価をしております。

また、実施経費につきましても、年間275万7,000円、4.13%の経費が削減されているとしておりまして「評価のまとめ」ということで、以上のことが実施されていると評価できるといたしております。しかしながら、1者応札が民間競争入札を開始し、二期にわたって続いており、ほかの応札者がいない状況であるとしております。

「今後の方針」でございますが、本事業の市場化テストは既に2期目の入札も終了し事業が開始されております。事業を通じての実施状況は良好であるということでございまして、受託民間事業者が業務改善指示を受けたり、業務に係る法令違反行為等もなかったということでございます。

確保されるべき質の達成目標も達成しており、民間事業者から有効な提案もあったことから、良好な実施状況であったということで、実施経費についても削減されており、市場化テストの実施によって経費増加抑制効果があったと考えられるといたしております。

「市場化テストにおける取り組み」でございますが、これまで2回の官民競争入札等監理委員会での審議を経て、入札参加資格の緩和、共同事業体の結成を認める。入札公告から企画書の提出までの期間を十分に確保するなど、さまざまな入札要件の緩和を行い、これまで2回の民間競争入札を行ってきたわけでございます。

また、本業務についての周知啓発活動も強化してきたが、これら取り組みを行ってきたものの、入札における競争性の確保にはつながらなかったといたしております。

この結果を踏まえて、文化庁は、ヒアリングを実施したところ、参入が困難な理由としては、みずからが保有する人的財的資産を活用することが難しいことや、新規参入に必要な初期投資を回収できる見通しが立てられないことなどを理由として挙げておられます。

「今後の事業」でございますが、本事業の市場化テスト実施過程において、さまざまな入札改善策が講じられたものの、民間事業者はみずからが保有する人的財的資産を活用することが難しい業務と結論づけ、新規参入への意欲が十分に醸成されておらず、加えて、新規参入に必要な初期投資を回収できる見通しが明確に立てられないと判断しているため、

新規事業者の参入が困難であったものと考えられる。

したがって、事業実施状況は良好であったが、入札における競争性については、市場化テストの実施だけでは即効的に改善しないものと考えられることから、文化庁みずから積極的に競争性の確保に向けた取り組みを行っていくこととし、本業務内容な特殊性に鑑み、市場化テストを終了することが適当と考えられるといたしました。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、文化庁がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいということで取りまとめをさせていただきます。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員の先生は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

なかなかこの事業の規模を考えると、切り分けるわけにもいかない。これはもちろん議論しましたけれども、なかなかこれは難しいですね。

○石垣室長 主査からはいろいろ御意見をいただいて、私どもも先ほどから申し上げましたとおり、この事業に出していただけるのではないかとということには、一応、新たに御説明したり、ぜひということはお話し申し上げたのですが、やはり先ほどお話があったような、特に主査の、今、お話がございましたやはり事業規模というところがなかなか回収するにはどこまでいくのかということもあってなかなか難しいというような状況ではございました。

○稲生主査 ほかにコメント、御意見。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

何とか競争条件はなかなか難しいと思いますが、努力いただきつつ、いずれにしても質とコストの削減努力だと思います。

ただ、今、そうは言っても、人件費については諸般の情勢がありますので、安くしてとおっしゃっておられたように、質が下がっては元も子もないので、そこら辺、いろいろ景気動向と申しますか、いろいろな情勢を見ながら、できる範囲で効率化を図っていただくということしなかなかお願いのしようがないのですが、ぜひ御努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○石垣室長 ありがとうございます。

○稲生主査 では、どうもありがとうございました。

時間となりましたので、「海外映画祭出品等支援事業」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○石垣室長 ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

(文化庁退室)